



お知らせ

犬を飼っている方へ

犬を飼っている方には、犬の登録と毎年1回（原則4～6月）の狂犬病予防注射が義務付けられています。今年度の注射が済んでいない犬の飼い主の方へ通知を送付しますので、ご確認ください。

また、犬が死亡したときは飼い犬の死亡届、住所や所有者が変わったときは飼い犬の登録事項変更届を忘れずに提出してください。

¥ ▷ 登録の鑑札=3,000円（再交付=1,600円）※マイクロチップ登録を除く▷狂犬病予防注射済票=550円（再交付=340円）
問 健康課健康係（☎042-321-1240）、市民課市民係（☎042-387-9830）

食器リユース

家庭で使われていない陶磁器食器の回収・リユースを行います。

食器回収

毎月第3木曜日午前10時～正午定15人（申込順）
他 陶磁器でないものや破損・汚れがあるものは回収できません
申開催月の1日（土曜・日曜・祝日の場合は翌営業日）から、電話で問

合先へ

食器リユース市

時 每月第3木曜日午後1時～2時

—◇共通◇—

所 上之原会館

対 市内在住の方

問 経済課消費生活係（☎042-387-9831）

パブリックコメント募集

①教育大綱（案）



教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策の大綱として作成した同計画（案）について、意見を募集します。

■公開・募集期間11月20日(木)～12月19日(金)

■提出方法募集期間内（必着）に、市申込フォーム、郵送、ファクスまたは直接、住所・氏名・意見を明記し、企画政策課企画政策係（〒184-8504住所不要☎042-387-9800FAX042-387-1224）へ

②第4次明日の小金井教育プラン（案）



学校教育分野において取り組む中期的な計画として作成した同計画

（案）について、意見を募集します。

■公開・募集期間11月20日(木)～12月19日(金)

■提出方法募集期間内（必着）に、市ホームページ、郵送、ファクスまたは直接、住所・氏名・意見を明記し、庶務課庶務係（〒184-8504住所不要☎042-387-9872FAX042-383-1133）へ

—◇共通◇—

対 市内在住・在勤・在学の方、市内に事務所や事業所を有する法人またはその他の団体

■公開場所等①企画政策課（市役所本庁舎2階）②庶務課（市役所第二庁舎7階）、市役所第二庁舎1階受付、情報公開コーナー（同6階）、主な市内公共施設、市ホームページ

■検討結果の公表等2月（予定）

※検討結果と意見内容を公表します。意見への個別の回答は行いません

042-387-9833）、健康課健康係（☎042-321-1240）

休日・夜間納税窓口を開設

時 ▷ 休日納税窓口=11月22日(土)午前9時～午後1時

▷ 夜間納税窓口=11月17日(月)～19日(水)いずれも午後8時まで

所 納税課（市役所第二庁舎3階）

※午後5時以降は、東側職員通用口から入り、エレベーターをご利用ください

内 固定資産税・都市計画税、市・都民税、軽自動車税、法人市民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付や納付相談

※納税証明書の発行および口座振替申請の受け付けは行っていません

問 納税課納税係（☎042-387-9823）

市ホームページ
バナー広告募集



市ホームページのトップページに掲載するバナー広告を募集しています。月間平均アクセス件数が約74万件と多くのアクセスがありますので、有効な広告媒体としてご活用ください。申込等詳細は、お問い合わせください。

■掲載料（1枚）▷ 1か月=30,000円
▷ 3か月=85,500円（月額28,500円）
▷ 6か月=162,000円（月額27,000円）
▷ 12か月=288,000円（月額24,000円）
問 広報秘書課広報係（☎042-387-9803）

おくやみ窓口
ワンストップ窓口を開設します

原則、市民課で
手続きが完結します

おくやみ窓口で、一定の手続きを完結できるワンストップ方式窓口の受け付けを開始します。

■サービス開始日12月8日(月)

所 市役所第二庁舎1階

他 専担部署での対応が必要な場合や従来のウォークラリー方式を希望する場合は、各部署をご案内します

申 電話で市民課市民係（☎042-387-9830）へ

出張交付窓口で
マイナンバーカードの申請も行えます

マイナンバーカード出張交付窓口で申請手続も受け付けます。本人確認書類や写真等の持ち物、事前予約も不要です。当日、顔写真を撮影します。

時 令和8年3月末までの毎週水曜日、休日開庁日いずれも午前10時～午後2時

所 一部の公民館、集会施設等

※会場ごとの開設日は市ホームページをご覧ください

問 市民課市民係（☎042-387-9830）

自分たちの町は、自分たちで守る

消防団員募集中！

消防団は消防署と同じ消防機関です。消防署は消防職員が組織する常備の消防機関であるのに対し、消防団は平素は生業を持っている住民が組織する非常備の消防機関です。消防団員は、仕事や学業をしながら消防団の活動をしています。

市消防団は本部（団長、副団長、本部分団長）と5つの分団で構成されています。

消防団に関心のある方は、見学ができます。詳細は地域安全課へお問い合わせください。

問 地域安全課消防防犯係（☎042-387-9807）

